

令和 2 年第 5 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 2 年 1 2 月 2 日）

議第 1 3 7 号 岐阜県私債権の管理に関する条例について

[担当課：財政課]

県が有する私債権（※）の管理の一層の適正化を図るため、次の事項を定める。

※ 金銭の給付を目的とする県の権利のうち、消滅時効について時効の援用を要するもの

- 1 知事の責務を次のとおり規定する。
 - (1) 法令、条例及び規則に基づき、適正かつ効率的に私債権の管理を行わなければならない。
 - (2) 私債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、私債権を適正かつ効率的に管理するための体制を整備するものとする。
- 2 知事は、県が有する私債権について、次の事由があるときは、当該私債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権を放棄することができる。
 - (1) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき。
 - (2) 消滅時効が完成し、かつ、債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。
 - (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける県の債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
 - (4) 破産法、会社更生法その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。
- 3 知事は、2により放棄をしたときは、翌年度、議会にその概要を報告する。

（公布の日から施行）

議第138号 岐阜県青少年健全育成条例の一部を改正する条例について

[担当課：私学振興・青少年課]

青少年の新たな性的被害を未然に防止するため、所要の規定の整備を行う。

- 1 青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、次の者に対する罰則（30万円以下の罰金）を規定する。
 - (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、提供を求めた者
 - (2) 青少年を威迫する、欺く等又は青少年に対し利益を供与する等の方法により、提供を求めた者
- 2 いわゆる「JKビジネス」に係る営業を次のとおり規制する。
 - (1) 有害役務提供営業（※）を営む者の次の行為を禁止する。
 - ※ 性的好奇心をそそるおそれがある専ら異性の客に接触し、又は接触させる役務等を提供する営業
 - ア 青少年を客に接する業務に従事させること。
 - イ 青少年を営業所等に客として立ち入らせること。
 - ウ 青少年を客とすること（無店舗型有害役務提供営業（※）に限る。）。
 - ※ 客の依頼を受けて役務の提供を行う者を派遣することにより有害役務提供営業を営むもの
 - (2) 有害役務提供営業に係る次の行為を禁止する。
 - ア 青少年に対し、客に接する業務に従事するよう勧誘すること。
 - イ 青少年に対し、客となるよう勧誘すること。
 - ウ 青少年に対し、宣伝文書等を頒布すること。
 - エ 客に接する業務に従事するよう青少年に勧誘させること。
 - オ 客となるよう青少年に勧誘させること。
 - カ 宣伝文書等を青少年に頒布させること。
 - (3) 有害役務提供営業を営む者に対し、次の事項を義務付ける。
 - ア 営業所等への青少年の立入りを禁ずる旨の掲示
 - イ 広告又は宣伝時における次の事項の明示
 - (ア) 営業所等への青少年の立入りを禁ずる旨
 - (イ) 青少年が客となることを禁ずる旨（無店舗型有害役務提供営業に限る。）
 - ウ 従業者名簿の備付け
 - (4) 知事は、(1)から(3)までに違反した有害役務提供営業を営む者に対し、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 - (5) 知事は、(4)の命令に違反した者に対し、6月を超えない範囲内で有害役務提供営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - (6) 知事は、(5)の命令を行ったときは、その旨を公表するものとする。
 - (7) 知事及び公安委員会は、条例の施行に必要な限度において、有害役務提供営業を営む者に対する報告徴収、営業所等への立入調査等を行うことができる。
 - (8) 次の者に対する罰則を規定する。
 - ア (1)（ウを除く。）に違反した者（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
 - イ (2)（ウを除く。）に違反した者（30万円以下の罰金）

- ウ (3) (ウを除く。) に違反した者 (10万円以下の罰金又は科料)
- エ (3) (ウに限る。) に違反した者 (20万円以下の罰金又は科料)
- オ (5)の命令に従わなかった者 (1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- カ (7)の報告徴収、立入調査等に応じない者 (10万円以下の罰金又は科料)

(令和3年4月1日から施行)

議第139号 岐阜県農林関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

[担当課：農政課]

- 1 家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴い、次の手数料を新たに徴収する。

[担当課：家畜防疫対策課]

手数料の名称	単位	額（円）
家畜人工授精所開設許可証書換交付手数料	1通につき	1,700
家畜人工授精所開設許可証再交付手数料	1通につき	1,700

- 2 漁業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

[担当課：里川振興課]

(公布の日から施行)

議第140号 岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

[担当課：都市公園課]

都市再生特別措置法及び都市公園法施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、市町村が都市再生整備計画に定めた滞在快適性等向上区域（※1）内の県営都市公園において、知事が民間事業者（※2）と協定を締結し、園路、広場等の整備と併せて飲食店、売店等の収益施設を設置させる場合に建蔽率（※3）を上乗せできる範囲を、政令の基準どおり定める。

※1 滞在の快適性及び魅力の向上のために必要な公共公益施設の整備（歩道の拡幅、都市公園の整備、店舗のガラス張り化等）又は管理を行う必要があると認められる区域

※2 滞在快適性等向上区域内において、市町村が行う滞在の快適性等の向上に資する街路の広場化等の事業と一体的に広場、並木、店舗等の整備又は管理を行う同区域内の土地所有者等

※3 公園施設の建築面積の総計の都市公園の敷地面積に対する割合

(公布の日から施行)

議第141号 岐阜県庁敷地再整備（その1）工事の請負契約について

[担当課：県庁舎建設課]

- 1 契約の目的 岐阜県庁敷地再整備（その1）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 668,800,000円
- 4 契約の相手方 市川・岐建特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市鹿島町6丁目27番地
株式会社市川工務店
大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
- 5 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 6 工事の概要 県庁敷地内道路再整備工事
総延長740.00メートル

議第142号 岐阜県庁敷地再整備（その2）工事の請負契約について

[担当課：県庁舎建設課]

- 1 契約の目的 岐阜県庁敷地再整備（その2）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 889,900,000円
- 4 契約の相手方 大日本・TSUCHIYA特定建設工事共同企業体
構成員
岐阜市宇佐南1丁目3番11号
大日本土木株式会社
大垣市神田町2丁目55番地
TSUCHIYA株式会社
- 5 工事の場所 岐阜市藪田南地内
- 6 工事の概要 県庁舎周辺外構再整備工事
面積2.30ヘクタール

議第143号 飛驒家畜保健衛生所建築工事の請負契約について

[担当課：公共建築課]

- 1 契約の目的 飛驒家畜保健衛生所建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 786,500,000円
- 4 契約の相手方 飛驒・林特定建設工事共同企業体
構成員
高山市初田町3丁目45番地2
飛驒建設株式会社
高山市江名子町3246番地11
株式会社林工務店
- 5 工事の場所 高山市上岡本町地内
- 6 工事の概要 本館棟
鉄筋コンクリート造2階建
延べ面積1,211.30平方メートル
解剖棟
鉄筋コンクリート造平屋建
延べ面積270.00平方メートル
車両消毒施設棟
鉄骨造平屋建
延べ面積31.50平方メートル

議第144号 指定管理者の指定について

[担当課：地域スポーツ課]

岐阜アリーナに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜アリーナ運営共同体
構成員
岐阜市大蔵台10番28号
ドルフィン株式会社
静岡県浜松市中区寺島町200番地
株式会社河合楽器製作所
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第145号 指定管理者の指定について

[担当課：地域スポーツ課]

岐阜県グリーンスタジアムに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第146号 指定管理者の指定について

[担当課：地域スポーツ課]

岐阜県川^{そう}辺漕艇場に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 加茂郡川辺町中川辺1518番地の4
川辺町
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第147号 指定管理者の指定について

[担当課：環境企画課]

岐阜県東海自然歩道関ヶ原ビジターセンターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58
関ヶ原町
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第148号 指定管理者の指定について

[担当課：文化創造課]

飛驒・世界生活文化センターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 飛驒コンソーシアム
構成員
高山市桐生町7丁目78番地
日進木工株式会社
高山市漆垣内町407番地の3
株式会社シラカワ
高山市漆垣内町3180
飛驒産業株式会社
飛驒市古川町袈裟丸741番地
株式会社イバタインテリア
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第149号 指定管理者の指定について

[担当課：文化伝承課]

岐阜県先端科学技術体験センターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営
グループ
構成員
東京都千代田区紀尾井町3番23号
株式会社トータルメディア開発研究所
愛知県名古屋市中区栄2丁目2番5号
中電興業株式会社
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第150号 指定管理者の指定について

[担当課：健康福祉政策課]

岐阜県福祉・農業会館に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市西鶉1丁目52番地
株式会社三和サービス
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第151号 指定管理者の指定について

[担当課：高齢福祉課]

岐阜県立寿楽苑に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第152号 指定管理者の指定について

[担当課：高齢福祉課]

岐阜県立飛驒寿楽苑に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第153号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立陽光園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第154号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立三光園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第155号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立サニーヒルズみずなみに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第156号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立幸報苑に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第157号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立ひまわりの丘に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

議第158号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立みどり荘に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第159号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県立はなの木苑に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第160号 指定管理者の指定について

[担当課：障害福祉課]

岐阜県福祉友愛プール及び岐阜県福祉友愛アリーナに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第161号 指定管理者の指定について

[担当課：子ども家庭課]

岐阜県立千草寮に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第162号 指定管理者の指定について

[担当課：子ども家庭課]

岐阜県立白鳩学園に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市下奈良2丁目2番1号
社会福祉法人岐阜県福祉事業団
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第163号 指定管理者の指定について

[担当課：新産業・エネルギー振興課]

岐阜県科学技術振興センターに係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市西鶉1丁目52番地
株式会社三和サービス
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

議第164号 指定管理者の指定について

[担当課：地域産業課]

セラミックパークMINO^{みの}に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 多治見市東町4丁目2番地の5
公益財団法人セラミックパーク美濃
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第165号 指定管理者の指定について

[担当課：畜産振興課]

岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛驒牧場に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 岐阜市藪田南5丁目14番12号
一般社団法人岐阜県農畜産公社
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第166号 指定管理者の指定について

[担当課：砂防課]

岐阜県さぼう遊学館に係る指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 指定管理者となる団体 海津市海津町高須515番地
海津市
- 2 指 定 の 期 間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

議第167号 当せん金付証券の発売について

[担当課：財政課]

令和3年度に発売する当せん金付証券の発売総額を190億円以内とする。